

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ		
○令和元年度から令和4年度までにおける 京都府立洛南病院医事業務に係る一般競争 入札に参加する者に必要な資格等 (医療課)	289	○都市計画法に基づく工事完了 (中丹東土木事務所)	297
○道路の区域変更 (中丹西土木事務所)	291	公 安 委 員 会	
○道路の供用開始 ()	292	○京都府道路交通規則の一部を改正する規則	298
○車両制限令に基づく道路及び通行方法の 指定 (道路管理課、港湾企画課)	293	○落札者の決定	299
公 告		雑 報	
○一般競争入札の実施 (医療課)	294	○京都府道路公社が管理運営する有料道路の通行に 係る国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連 結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路 の指定	301
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (京都林務事務所、山城広域振興局)	295	正 誤	
○林地開発行為に係る事業計画の廃止 (京都林務事務所)	297	○令和元年5月24日付け京都府公報第6号中	〃
		○令和元年7月12日付け京都府公報第20号中	302

告 示

京都府告示第143号

令和元年度から令和4年度までにおける京都府立洛南病院医事業務に係る一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)及び参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の申請期間、方法等を次のとおり定めた。

令和元年7月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 委託する業務の種類

京都府立洛南病院医事業務(診療報酬請求事務その他の医事に関する業務及び入院患者小遣金管理補助に関する業務)

2 一般競争入札に参加することができない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格

一般競争入札に参加することができる者は、次の(1)から(11)までのいずれにも該当しない者で、4に掲げる資格審査の項目について審査を受け、合格と判定されたものとする。

- 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- 審査基準日(平成31年4月1日をいう。以下同じ。)において、直前2営業年度以上の営業実績(200床以上の病院で診療報酬請求業務を継続して履行したものに限る。)を有しない者
- 京都府内に本社又は営業所等の設置をしていない者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者
 - 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (6) 受託業務を行うために必要な知識及び技能を有する者として、公益財団法人日本医療保険事務協会が実施する診療報酬請求事務能力認定試験又は一般財団法人日本医療教育財団が実施する医療事務技能審査試験（旧2級以上を含む。）若しくは医事業務管理技能認定試験に合格した者を従事者の5割以上配置することができない者
- (7) 従事者に対する医事業務の遂行に必要な知識の修得、技能の向上のための研修システム及び体系的な研修プログラム並びに診療報酬請求精度向上のための組織的な対策システム及び対策マニュアルを整備し、又は策定していない者
- (8) 従事者に対する受託業務の遂行に必要な知識の修得及び患者接遇のための研修システムを整備していない者
- (9) プライバシーマークの登録又はISO27001の登録がない者
- (10) 一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
- (11) 5の(1)で定める申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされている者

4 資格審査の項目

- (1) 審査基準日の直前の営業年度の決算における資本金額及び流動比率
- (2) 審査基準日の従業員数
- (3) 審査基準日までの営業年数
- (4) 審査基準日の当該営業年度及び直前の営業年度を含む2営業年度における営業実績（200床以上の病院で診療報酬請求業務を継続して履行したものに限る。）

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。
 なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

令和元年7月31日（水）から令和元年8月19日（月）までの間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

イ 交付場所

〒611-0011 宇治市五ヶ庄広岡谷2
 京都府立洛南病院事務部会計課
 電話番号（0774）32-5900

ウ 交付方法

交付期間中の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に交付する。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和元年7月31日（水）から令和元年8月19日（月）までの間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

イ 提出場所

(1)のイに同じ。

ウ 提出方法

提出期間中の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に持参により提出すること。

(3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 営業実績調書（200床以上の病院で診療報酬請求業務を継続して履行したものに限る。）

イ 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書又は法人登記事項証明書及び定款の写し、個人にあつてはその者の成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

ウ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

エ 消費税及び地方消費税の納税証明書

オ 法人にあつては審査基準日の直前の2営業年度に係る財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し

カ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書

キ 公益財団法人日本医療保険事務協会が実施する診療報酬請求事務能力認定試験又は一般財団法人日本医療教育財団が実施する医療事務技能審査試験（旧2級以上を含む。）若しくは医事業務管理技能認定試験に合格した者を従事者の5割以上配置することができることを証明する書類

ク 診療報酬請求精度向上のための組織的な対策システムについて示したものと及び対策マニュアル

ケ 取引証明書又は契約書の写し

コ 従事者に対する受託業務の遂行に必要な知識の修得及び患者接遇のための研修システムの整備について示したもの

サ プライバシーマーク登録証の写し又はISO27001登録証の写し

(4) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求め

ることがある。

(5) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登録

2及び3について参加資格があると認定された者は、京都府立洛南病院医事務に係る一般競争入札参加資格者名簿に登録される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書により、申請書等を提出した者に通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和2年3月31日までとする。

9 変更届

申請書等を提出した者（6の名簿に登録されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を京都府立洛南病院長（以下「院長」という。）に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（2又は3の(1)、(2)若しくは(4)に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると院長が認めたとときに限り、その参加資格を承継することができる。

- ア 個人が死亡したときは、その相続人
- イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
- ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
- エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人又は分割によって営業を承継する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他院長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を一般競争入札参加資格承継審査結果通知書により、当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締

結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に通知する。

12 その他

- (1) 一般競争入札の公告
京都府公報により公告する。
- (2) 問合せ先
5の(1)のイに同じ。

京都府告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和元年7月30日から令和元年8月13日まで縦覧に供する。

令和元年7月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 桑村雲原線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
福知山市夜久野町畑小字水口3652地先から	前	最小 7.3 ^m	43.4 ^m
		最大 9.7	
福知山市夜久野町畑小字ホウジ355の1まで	後	最小 7.3	
		最大 31.1	

4 縦 覧 場 所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和元年7月30日から令和元年8月13日まで縦覧に供する。

令和元年 7月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路 線 名 桑村雲原線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
福知山市夜久野町畑小字水口3652地先から	令和元年 7月30日
福知山市夜久野町畑小字ホウジ355の1まで	

4 縦 覧 場 所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第146号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定するとともに、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を定める。

令和元年 7月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
府 道	小倉西舞鶴線	舞鶴市大字小倉小字穴田300の12から舞鶴市字堂奥小字旭2240の1地先まで
臨 港 道 路	前島臨港道路	舞鶴市字浜小字浜2014地先から舞鶴市字浜小字浜2034地先まで
	前島中央臨港道路	舞鶴市字北吸小字糸1044の3地先から舞鶴市字浜小字浜2000の1地先まで
	〃	舞鶴市字浜小字浜2034地先から舞鶴市字浜小字浜2025の4地先まで
	〃	舞鶴市字浜小字浜2025の3地先から舞鶴市字浜小字浜2025の15地先まで
	前島臨港道路	舞鶴市字浜小字浜2034地先から舞鶴市字浜小字浜2025の3地先まで
	前島臨港道路取合1号	舞鶴市字浜小字浜2025の16地先から舞鶴市字浜小字浜2025の16地先まで
	前島臨港道路中央取合1号	舞鶴市字浜小字浜2025の5地先から舞鶴市字浜小字浜2025の5地先まで
	前島臨港道路中央取合2号	舞鶴市字浜小字浜2025の1地先から舞鶴市字浜小字浜2025の7地先まで
	前島臨港道路中央取合3号	舞鶴市字浜小字浜2025の2地先から舞鶴市字浜小字浜2025の16地先まで
	前島臨港道路中央取合4号	舞鶴市字浜小字浜2025の7地先から舞鶴市字浜小字浜2025の7地先まで
	臨港道路和田下福井線	舞鶴市字魚屋小字築地233の4地先から舞鶴市字下安久小字長通967の7地先まで
	〃	舞鶴市字上安久小字下アラ田1の12地先から舞鶴市字上安久小字奥ノ谷597の1地先まで
	〃	舞鶴市字上安久小字奥ノ谷597の2地先から舞鶴市字下安久小字二尾ノ奥217の2地先まで
	〃	舞鶴市字下安久小字二尾ノ奥216の6地先から舞鶴市字下安久1031地先まで
舞鶴国際ふ頭中央線	舞鶴市字下安久1031地先から舞鶴市字下安久1040地先まで	

<p>舞鶴国際ふ頭中央線取合1号</p> <p>舞鶴市字下安久1039地先から舞鶴市字下安久1034地先まで</p>	<p>2 指定する期日 令和元年 7月31日</p> <p>3 通行方法 1 の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。</p> <p>(1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。</p> <p>(2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。</p> <p>(3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。</p> <hr/> <p>京都府告示第147号</p> <p>車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定するとともに、同令第10条第2項の規定により、当該道路の通行方法を定める。</p> <p>令和元年 7月30日 京都府知事 西 脇 隆 俊</p> <p>1 指定する道路の路線名及び区間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線名</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>177号</td> <td>舞鶴市字魚屋小字築地233の4から舞鶴市字魚屋小字魚屋町72まで</td> </tr> <tr> <td>府 道</td> <td>小倉西舞鶴線</td> <td>舞鶴市大字小倉小字穴田300の12から舞鶴市字堂奥小字旭2240の1地先まで</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線名	区 間	一般国道	177号	舞鶴市字魚屋小字築地233の4から舞鶴市字魚屋小字魚屋町72まで	府 道	小倉西舞鶴線	舞鶴市大字小倉小字穴田300の12から舞鶴市字堂奥小字旭2240の1地先まで	<p>臨 港 道 路</p> <table border="1"> <tr> <td>前島臨港道路</td> <td>舞鶴市字浜小字浜2014地先から舞鶴市字浜小字浜2034地先まで</td> </tr> <tr> <td>前島中央臨港道路</td> <td>舞鶴市字北吸小字糸1044の3地先から舞鶴市字浜小字浜2000の1地先まで</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>舞鶴市字浜小字浜2034地先から舞鶴市字浜小字浜2025の4地先まで</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>舞鶴市字浜小字浜2025の3地先から舞鶴市字浜小字浜2025の15地先まで</td> </tr> <tr> <td>前島臨港道路</td> <td>舞鶴市字浜小字浜2034地先から舞鶴市字浜小字浜2025の3地先まで</td> </tr> <tr> <td>前島臨港道路取合1号</td> <td>舞鶴市字浜小字浜2025の16地先から舞鶴市字浜小字浜2025の16地先まで</td> </tr> <tr> <td>前島臨港道路中央取合1号</td> <td>舞鶴市字浜小字浜2025の5地先から舞鶴市字浜小字浜2025の5地先まで</td> </tr> <tr> <td>前島臨港道路中央取合2号</td> <td>舞鶴市字浜小字浜2025の1地先から舞鶴市字浜小字浜2025の7地先まで</td> </tr> <tr> <td>前島臨港道路中央取合3号</td> <td>舞鶴市字浜小字浜2025の2地先から舞鶴市字浜小字浜2025の16地先まで</td> </tr> <tr> <td>前島臨港道路中央取合4号</td> <td>舞鶴市字浜小字浜2025の7地先から舞鶴市字浜小字浜2025の7地先まで</td> </tr> <tr> <td>臨港道路和田下福井線</td> <td>舞鶴市字魚屋小字築地233の4地先から舞鶴市字下安久小字長通967の7地先まで</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>舞鶴市字上安久小字下アラ田1の12地先から舞鶴市字上安久小字奥ノ谷597の1地先まで</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>舞鶴市字上安久小字奥ノ谷597の2地先から舞鶴市字下安久小字二尾ノ奥217の2地先まで</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>舞鶴市字下安久小字二尾ノ奥216の6地先から舞鶴市字下安久1031地先まで</td> </tr> <tr> <td>舞鶴国際ふ頭中央線</td> <td>舞鶴市字下安久1031地先から舞鶴市字下安久1040地先まで</td> </tr> <tr> <td>舞鶴国際ふ頭中央線取合1号</td> <td>舞鶴市字下安久1039地先から舞鶴市字下安久1034地先まで</td> </tr> </table> <p>2 指定する期日 令和元年 7月31日</p> <p>3 通行方法</p>	前島臨港道路	舞鶴市字浜小字浜2014地先から舞鶴市字浜小字浜2034地先まで	前島中央臨港道路	舞鶴市字北吸小字糸1044の3地先から舞鶴市字浜小字浜2000の1地先まで	〃	舞鶴市字浜小字浜2034地先から舞鶴市字浜小字浜2025の4地先まで	〃	舞鶴市字浜小字浜2025の3地先から舞鶴市字浜小字浜2025の15地先まで	前島臨港道路	舞鶴市字浜小字浜2034地先から舞鶴市字浜小字浜2025の3地先まで	前島臨港道路取合1号	舞鶴市字浜小字浜2025の16地先から舞鶴市字浜小字浜2025の16地先まで	前島臨港道路中央取合1号	舞鶴市字浜小字浜2025の5地先から舞鶴市字浜小字浜2025の5地先まで	前島臨港道路中央取合2号	舞鶴市字浜小字浜2025の1地先から舞鶴市字浜小字浜2025の7地先まで	前島臨港道路中央取合3号	舞鶴市字浜小字浜2025の2地先から舞鶴市字浜小字浜2025の16地先まで	前島臨港道路中央取合4号	舞鶴市字浜小字浜2025の7地先から舞鶴市字浜小字浜2025の7地先まで	臨港道路和田下福井線	舞鶴市字魚屋小字築地233の4地先から舞鶴市字下安久小字長通967の7地先まで	〃	舞鶴市字上安久小字下アラ田1の12地先から舞鶴市字上安久小字奥ノ谷597の1地先まで	〃	舞鶴市字上安久小字奥ノ谷597の2地先から舞鶴市字下安久小字二尾ノ奥217の2地先まで	〃	舞鶴市字下安久小字二尾ノ奥216の6地先から舞鶴市字下安久1031地先まで	舞鶴国際ふ頭中央線	舞鶴市字下安久1031地先から舞鶴市字下安久1040地先まで	舞鶴国際ふ頭中央線取合1号	舞鶴市字下安久1039地先から舞鶴市字下安久1034地先まで
道路の種類	路線名	区 間																																									
一般国道	177号	舞鶴市字魚屋小字築地233の4から舞鶴市字魚屋小字魚屋町72まで																																									
府 道	小倉西舞鶴線	舞鶴市大字小倉小字穴田300の12から舞鶴市字堂奥小字旭2240の1地先まで																																									
前島臨港道路	舞鶴市字浜小字浜2014地先から舞鶴市字浜小字浜2034地先まで																																										
前島中央臨港道路	舞鶴市字北吸小字糸1044の3地先から舞鶴市字浜小字浜2000の1地先まで																																										
〃	舞鶴市字浜小字浜2034地先から舞鶴市字浜小字浜2025の4地先まで																																										
〃	舞鶴市字浜小字浜2025の3地先から舞鶴市字浜小字浜2025の15地先まで																																										
前島臨港道路	舞鶴市字浜小字浜2034地先から舞鶴市字浜小字浜2025の3地先まで																																										
前島臨港道路取合1号	舞鶴市字浜小字浜2025の16地先から舞鶴市字浜小字浜2025の16地先まで																																										
前島臨港道路中央取合1号	舞鶴市字浜小字浜2025の5地先から舞鶴市字浜小字浜2025の5地先まで																																										
前島臨港道路中央取合2号	舞鶴市字浜小字浜2025の1地先から舞鶴市字浜小字浜2025の7地先まで																																										
前島臨港道路中央取合3号	舞鶴市字浜小字浜2025の2地先から舞鶴市字浜小字浜2025の16地先まで																																										
前島臨港道路中央取合4号	舞鶴市字浜小字浜2025の7地先から舞鶴市字浜小字浜2025の7地先まで																																										
臨港道路和田下福井線	舞鶴市字魚屋小字築地233の4地先から舞鶴市字下安久小字長通967の7地先まで																																										
〃	舞鶴市字上安久小字下アラ田1の12地先から舞鶴市字上安久小字奥ノ谷597の1地先まで																																										
〃	舞鶴市字上安久小字奥ノ谷597の2地先から舞鶴市字下安久小字二尾ノ奥217の2地先まで																																										
〃	舞鶴市字下安久小字二尾ノ奥216の6地先から舞鶴市字下安久1031地先まで																																										
舞鶴国際ふ頭中央線	舞鶴市字下安久1031地先から舞鶴市字下安久1040地先まで																																										
舞鶴国際ふ頭中央線取合1号	舞鶴市字下安久1039地先から舞鶴市字下安久1034地先まで																																										

次の通行方法によらなければならない。

橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては徐行するとともに、1の径間の1の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年 7月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

- (1) 委託する業務の名称及び数量
京都府立洛南病院医事業務 一式
- (2) 業務の内容等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間
令和元年10月1日から令和4年9月30日まで
- (4) 履行場所
京都府立洛南病院

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒611-0011 宇治市五ヶ庄広岡谷2
京都府立洛南病院事務部会計課
電話番号（0774）32-5900

(2) 入札説明会の日時及び場所

- ア 日時
令和元年 8月9日（金）午前10時から
- イ 場所
宇治市五ヶ庄広岡谷2
京都府立洛南病院本館2階会議室

3 入札に参加する者に必要な資格

令和元年度から令和4年度までにおける京都府立洛南病院医事業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び参加資格の審査の申請時期、方法を定める告示（令和元年京都府告示第143号。以下「資格告示」という。）に定める入札参加資格認定名簿に記載されている者であること。

4 入札参加資格審査の申請

- (1) 申請手続
この競争入札への参加を希望する者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (2) 申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問合せ先
2の(1)と同じ。

5 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
令和元年 8月26日（月）午前10時
イ 場所
2の(2)のイと同じ。
- (2) 入札方法
持参によることとし、郵送及び電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 委託契約は月額契約であり、かつ、36箇月間の長期継続契約であるため、入札書に記載する金額は、月額の契約希望金額の110分の100に相当する額を36倍した金額とすること。

(4) 入札の無効

- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 3に掲げる資格のない者のした入札
- イ 一般競争入札参加資格審査申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは

支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

8 その他

- (1) 1 から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和元年 7月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社陀羅谷
代表取締役 中井 久勝
京都市伏見区醍醐一ノ切町28番地
- (2) 林地開発行為の目的
産業廃棄物最終処分場の建設（安定型）
- (3) 林地開発行為をしようとする区域
京都市伏見区醍醐一ノ切町33番地ほか（次の図のとおり）
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積
11.2ヘクタール
- (5) 期間
森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可の日から3年間
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
大気質への影響	開発区域の中心から半径約200m以内の地域並びに開発区域から宇治市東笠取中島に至るまでの府道782号及び宇治市東笠取中島から笠取ICに至るまで	排出ガス対策型の建設機械を使用する。 車両の運転者に対して、低速・静穏走行、アイドリングの禁止及び急発進・急停車の禁止の周知徹底を図る。

の宇治市道（次の図のとおり）

廃棄物運搬車両の通行量は、1日最大40台（往復で80台）、1時間に約5台（往復で10台）とし、集中しないよう配慮する。
車両は、整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減する。
廃棄物運搬車両は、最大積載量2tのものをを用いる。
強風時に粉塵の発生が予想される場合は、開発区域内において事前に散水等を行い、予防する。
工事中及び供用後に大気質調査を行い、周辺への影響を監視する。

騒音の発生

〃

開発区域の周辺部に残置森林を配置するとともに、低騒音型の建設機械を使用するなど場内で発生する騒音をできる限り抑制する。
車両の運転者に対して、低速・静穏走行、アイドリングの禁止及び急発進・急停車の禁止の周知徹底を図る。
廃棄物運搬車両の通行量は、1日最大40台（往復で80台）、1時間に約5台（往復で10台）とし、集中しないよう配慮する。
廃棄物運搬車両は、最大積載量2tのものをを用いる。
最終処分場建設工事中に大きな騒音の発生が予測されるバックホウ、振動コンパクタ等の作業機械の稼働時には、騒音調査を実施し、周辺への影響を監視する。

交通量の増加

開発区域から宇治市東笠取中島に至るまでの府道782号及び宇治市東笠取中島から笠取ICに至るまでの宇治市道（次の図のとおり）

車両の運転者に対して、低速・静穏走行、アイドリングの禁止及び急発進・急停車の禁止の周知徹底を図る。
廃棄物運搬車両の通行量は、1日最大40台

		(往復で80台)、1時間に約5台(往復で10台)とし、集中しないよう配慮する。	産業廃棄物の飛散・流出	〃	埋立地における風速を1日1回以上測定し、強風時(地上10mにおける平均風速が5.5m/s以上のとき)は、廃棄物の搬入を停止する。 埋立前に調整池(沈砂池兼用)を設置した上で埋立てを実施する。 十分な締めを行うとともに、雨天時には、埋立て及び搬入を行わない。
下流河川の水質への影響	開発区域から瀬田川に合流するまでの陀羅谷川及び千丈川(次の図のとおり)	十分な容量の調整池兼沈砂池を設置し、濁水を直接下流に放流しない構造とする。 大規模な土工事(掘削、撒き出し等)は、台風の襲来期以外の時期に実施する。 谷筋から埋立地最上部への雨水等の流れ込みを防ぐために、上流にコンクリート擁壁を設置するとともに、埋立地外周部には、バイパス水路を設置する。 浸出水及び周辺地下水の検査を月1回実施する(測定項目は、廃棄物処理法で規定された測定項目(25物質)にふっ素及びほう素の項目を追加する)。			
地下水への影響	大津市千町地内及び大津市石山千町に存する井戸水を利用している民家(次の図のとおり)	埋立地の底面にシート工法による遮水工を設置するとともに、浸出水を処理することができる排水処理設備を設ける。 谷筋から埋立地最上部への雨水等の流れ込みを防ぐために、上流にコンクリート擁壁を設置するとともに、埋立地外周部には、バイパス水路を設置する。 浸出水及び周辺地下水の検査を月1回実施する(測定項目は、廃棄物処理法で規定された測定項目(25物質)にふっ素及びほう素の項目を追加する)。			
河川水量の増加	開発区域から瀬田川に合流するまでの陀羅谷川及び千丈川(次の図のとおり)	場内最下流部に調整池を設置し、場内の排水は、全て調整池に集水し、流量調整後に排水する。			
悪臭の発生	開発区域の中心から半径約200m以内の地域(次の図のとおり)	臭気の発生に対しては、中間覆土及び即日覆土を適宜行う。			

(8) 縦覧場所

- ア 京都府京都林務事務所治山課
京都市上京区中立売通小川東入三丁目449
- イ 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- ウ 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進室
宇治市宇治若森7の6
- エ 京都市産業観光局農林振興室林業振興課
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
- オ 宇治市産業地域振興部農林茶業課
宇治市宇治琵琶33番地
- カ 大津市環境部環境政策課
大津市御陵町3番1号
- キ 大津市市民部自治協働課南郷支所
大津市南郷一丁目12番13号
- ク 株式会社陀羅谷
京都市伏見区醍醐一ノ切町28番地

(9) 縦覧期間

令和元年7月30日(火)から令和元年8月29日(木)まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

- ア 提出期間
令和元年7月30日(火)から令和元年9月12日(木)まで
- イ 提出先
〒602-0915 京都市上京区中立売通小川東入三丁目449
京都府京都林務事務所治山課

(「次の図」は、省略し、その図面を(8)の場所において縦覧に供する。)

- 2(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社玉井開発
代表取締役 玉井 京治
宇治市広野町西裏30番地1
- (2) 林地開発行為の目的
土石の採掘(砂利)
- (3) 林地開発行為をしようとする区域

- 城陽市中中山120番27ほか（次の図のとおり）
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積
34.7ヘクタール
- (5) 期間
ア 林地開発行為を行う期間
平成29年 8月18日から令和 2年 8月17日まで
イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の
計画期間
昭和43年10月29日から令和26年 8月17日まで
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある
範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	城陽市中地内の一部 (次の図のとおり)	場内の車両出入口に タイヤ洗い場を設置 し、運搬車両の汚れを 除去する。
交通量の増加	〃	交通混雑及び事故発 生を避けるため、運搬 車両については、ダン プ専用道路の使用を指 導する。
粉じんの発生	〃	粉じん発生のおそれ のあるときは、場内に 散水を行い、粉じんの 飛散を防止する。
濁水の発生	〃	場内排水を沈砂容量 を確保した防災池及び 調整池に集水し、泥分 を沈下させた後に場外 に排水する。
河川水量の増加	〃	防災池においては、 場内排水を集水し、好 天時に場外に排水す る。調整池において は、オフィスにより 調整した水量を場外に 排水する。

- (8) 縦覧場所
- ア 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進
室
宇治市宇治若森 7 の 6
- イ 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- ウ 城陽市まちづくり活性部農政課
城陽市寺田東ノ口16、17
- エ 株式会社玉井開発
宇治市広野町西裏30番地 1

- (9) 縦覧期間
令和元年 7月30日(火)から令和元年 8月29日(木)
まで
- (10) 意見書の提出期間及び提出先
ア 提出期間
令和元年 7月30日 (火) から令和元年 8月29日
(木) まで
イ 提出先
〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進
室
(「次の図」は、省略し、その図面を(8)の場所におい
て縦覧に供する。)

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京
都府条例第25号）第14条第 1 項の規定により、林地開発
行為予定者から次の事業計画を廃止した旨の届出があっ
た。

令和元年 7月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為予定者の名称、代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地
株式会社陀羅谷
代表取締役 古川 清豊
京都市伏見区醍醐一ノ切町28番地
- 2 林地開発行為の目的
産業廃棄物最終処分場の建設（安定型）
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都市伏見区醍醐一ノ切町33番地ほか
- 4 廃止年月日
令和元年 7月 2 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項に
関する工事が次のとおり完了した。

令和元年 7月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
舞鶴市字朝来中小字滝ヶ鼻815の 8、815の 9、小字
宮ノ下915の一部、916の 2、916の 3
(関連区域)

舞鶴市字朝来中小字宮ノ下915の一部
 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
 舞鶴市字鹿原209の3
 社会福祉法人みずなぎ学園

公 安 委 員 会

京都府道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7月30日

京都府公安委員会
 委員長 石 川 良 一

京都府公安委員会規則第 9 号

京都府道路交通規則の一部を改正する規則

京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 中

一般国道 9 号	船井郡京丹波町須知四ノ坪 7 の 1 先から船井郡京丹波町蒲生堂ノ上35の 3 先まで
一般国道 9 号	福知山市長田野町三丁目25の 2 先から福知山市字土師1219の 9 先まで

を

一般国道 9 号	船井郡京丹波町須知四ノ坪 7 の 1 先から福知山市野花小字小田前838の 5 先まで
----------	---

に改め、同表府道池辺京田線の項の次に次のように加える。

府道小倉西舞鶴線	舞鶴市大字小倉小字穴田300の12先から舞鶴市字堂奥小字旭2240の 1 先まで
----------	--

別表第 1 の 2 中

府道八幡インター線	八幡市美濃山宮道55の 4 先から八幡市八幡南山106先まで
府道富野荘八幡線	京田辺市松井山川36の 5 先から八幡市八幡御幸谷21の 3 先まで

を

府道富野荘八幡線	京田辺市松井山川36の 5 先から八幡市八幡御幸谷21の 3 先まで
府道八幡インター線	八幡市美濃山宮道55の 4 先から八幡市八幡南山106先まで

に改め、同表京都市道上賀茂緯440号線の項の次に次のように加える。

京都市道東九条 9 号線	京都市南区東九条柳下町 5 の 3 先から京都市南区東九条柳下町 5 の 6 先まで
--------------	--

別表第 1 の 2 港湾道路第二埠頭中央臨港道路の項を削り、同表に次のように加える。

港湾道路第二埠頭中央臨港道路	舞鶴市字寺内 4 の 5 先から舞鶴市字松陰100先まで
前島臨港道路	舞鶴市字浜小字浜2014先から舞鶴市字浜小字浜2025の 3 先まで
前島中央臨港道路	舞鶴市字北吸小字糸1044の 3 先から舞鶴市字浜小字浜2000の 1 先まで
前島中央臨港道路	舞鶴市字浜小字浜2034先から舞鶴市字浜小字浜2025の15先まで
前島臨港道路取合 1 号	舞鶴市字浜小字浜2025の16先から舞鶴市字浜小字浜2025の16先まで
前島臨港道路中央取合 1 号	舞鶴市字浜小字浜2025の 5 先から舞鶴市字浜小字浜2025の 5 先まで
前島臨港道路中央取合 2 号	舞鶴市字浜小字浜2025の 1 先から舞鶴市字浜小字浜2025の 7 先まで
前島臨港道路中央取合 3 号	舞鶴市字浜小字浜2025の 2 先から舞鶴市字浜小字浜2025の16先まで
前島臨港道路中央取合 4 号	舞鶴市字浜小字浜2025の 7 先から舞鶴市字浜小字浜2025の 7 先まで
臨港道路和田下福井線	舞鶴市字魚屋小字築地233の 4 先から舞鶴市字下安久1031先まで
舞鶴国際ふ頭中央線	舞鶴市字下安久1031先から舞鶴市字下安久1040先まで
舞鶴国際ふ頭中央線取合 1 号	舞鶴市字下安久1039先から舞鶴市字下安久1034先まで

附 則

この規則は、令和元年 7月31日から施行する。



京都府警察本部告示第88号

落札者を次のとおり決定した。

令和元年 7月30日

京都府警察本部長 植 田 秀 人

1(1) 落札に係る物品の名称及び数量

ア 男性警察官合服上衣 92着

イ 男性警察官合服ズボン 417着

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府警察本部総務部会計課

京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、
85の4

(3) 落札者を決定した日

令和元年 7月 9日

(4) 落札者の名称及び所在地

株式会社三栄京都営業所

京都市下京区西門前町426の203

(5) 落札金額

6, 263, 946円

(6) 契約の方法

一般競争入札

(7) 入札公告日

令和元年 5月28日

2(1) 落札に係る物品の名称及び数量

男性警察官合活動服 92着

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府警察本部総務部会計課

京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、
85の4

(3) 落札者を決定した日

令和元年 7月 9日

(4) 落札者の名称及び所在地

川原株式会社

京都市中京区高倉通三条下丸屋町161番地の1

(5) 落札金額

1, 808, 352円

(6) 契約の方法

一般競争入札

(7) 入札公告日

令和元年 5月28日

3(1) 落札に係る物品の名称及び数量

男性警察官合ワイシャツ 302着

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府警察本部総務部会計課

京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、
85の4

(3) 落札者を決定した日

令和元年 7月 9日

(4) 落札者の名称及び所在地

株式会社カマタニ

姫路市御国野町国分寺78

(5) 落札金額

2, 136, 348円

(6) 契約の方法

一般競争入札

(7) 入札公告日

令和元年 5月28日

4(1) 落札に係る物品の名称及び数量

ア 男性警察官夏服上衣（長袖） 46着

イ 男性警察官夏服上衣（半袖） 92着

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府警察本部総務部会計課

京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、
85の4

(3) 落札者を決定した日

令和元年 7月 9日

(4) 落札者の名称及び所在地

有限会社林衣料

京都市下京区松原通富小路西入中之町481番地の
2

(5) 落札金額

1, 135, 684円

(6) 契約の方法

一般競争入札

(7) 入札公告日

令和元年 5月28日

5(1) 落札に係る物品の名称及び数量

男性警察官夏服ズボン 92着

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府警察本部総務部会計課

京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、
85の4

(3) 落札者を決定した日

令和元年 7月 9日

(4) 落札者の名称及び所在地

音伍繊維工業株式会社滋賀営業所

大津市北大路1丁目17番23号

(5) 落札金額

794, 880円

(6) 契約の方法

一般競争入札

(7) 入札公告日

令和元年 5月28日

6(1) 落札に係る物品の名称及び数量

ア 男性警察官冬服上衣 392着

イ 男性警察官冬服ズボン 602着

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府警察本部総務部会計課

<p>京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4</p> <p>(3) 落札者を決定した日 令和元年7月9日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 大和被服株式会社神戸営業所 神戸市中央区北長狭通3丁目11番17号 ベルズコート501号</p> <p>(5) 落札金額 14,480,424円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和元年5月28日</p> <p>7(1) 落札に係る物品の名称及び数量 男性警察官冬活動服 392着</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府警察本部総務部会計課 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4</p> <p>(3) 落札者を決定した日 令和元年7月9日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 株式会社三友繊維京都営業所 京都市山科区勧修寺東北出町137 ラポート勧修205</p> <p>(5) 落札金額 7,895,664円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和元年5月28日</p> <p>8(1) 落札に係る物品の名称及び数量 男性警察官冬ワイシャツ 512着</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府警察本部総務部会計課 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4</p> <p>(3) 落札者を決定した日 令和元年7月9日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 株式会社カマタニ 姫路市御国野町国分寺78</p> <p>(5) 落札金額 3,483,648円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和元年5月28日</p> <p>9(1) 落札に係る物品の名称及び数量 ア 男性警察官防寒服 196着</p>	<p>イ 女性警察官防寒服 33着</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府警察本部総務部会計課 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4</p> <p>(3) 落札者を決定した日 令和元年7月9日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 株式会社三友繊維京都営業所 京都市山科区勧修寺東北出町137 ラポート勧修205</p> <p>(5) 落札金額 3,957,120円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和元年5月28日</p> <p>10(1) 落札に係る物品の名称及び数量 男性警察官雨衣上衣及び雨衣ズボン 46着</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府警察本部総務部会計課 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4</p> <p>(3) 落札者を決定した日 令和元年7月9日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 株式会社三友繊維京都営業所 京都市山科区勧修寺東北出町137 ラポート勧修205</p> <p>(5) 落札金額 902,188円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和元年5月28日</p> <p>11(1) 落札に係る物品の名称及び数量 ア 男性警察官夏帽子 46個 イ 男性警察官夏活動帽子 46個 ウ 男性警察官冬帽子 196個 エ 男性警察官冬活動帽子 196個 オ 女性警察官冬帽子 33個 カ 女性警察官冬活動帽子 33個</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府警察本部総務部会計課 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4</p> <p>(3) 落札者を決定した日 令和元年7月9日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 株式会社京ボウ</p>
---	--

京都市中京区室町通三条下る烏帽子屋町481番地の1

(5) 落札金額

2,611,202円

(6) 契約の方法

一般競争入札

(7) 入札公告日

令和元年 5月28日

12(1) 落札に係る物品の名称及び数量

ア 女性警察官冬服上衣 66着

イ 女性警察官冬服ズボン 66着

ウ 女性警察官冬服スカート 33着

エ 女性警察官冬活動服 66着

オ 女性警察官冬服ベスト 33着

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府警察本部総務部会計課

京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4

(3) 落札者を決定した日

令和元年 7月 9日

(4) 落札者の名称及び所在地

株式会社河井商店

京都市下京区諏訪町通松原下る弁財天町329番地2

(5) 落札金額

4,481,730円

(6) 契約の方法

一般競争入札

(7) 入札公告日

令和元年 5月28日

13(1) 落札に係る物品の名称及び数量

女性警察官冬ワイシャツ 66着

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府警察本部総務部会計課

京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4

(3) 落札者を決定した日

令和元年 7月 9日

(4) 落札者の名称及び所在地

有限会社ヤマキ

京都市下京区高辻通麩屋町西入雁金町169番地

(5) 落札金額

470,448円

(6) 契約の方法

一般競争入札

(7) 入札公告日

令和元年 5月28日

雑 報

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第1項及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第2項の規定により、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和元年 7月30日

京都府道路公社

理事長 神 敏 郎

1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
一般国道	478号	宮津市字宮村小字上914の2から船井郡京丹波町須知岩山5の1まで

2 指定する期日

令和元年 7月31日

3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、1の径間の1の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

正 誤

令和元年 5月24日付け京都府公報第6号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
34	左	上から10	ア 主伐に係る伐採種は、定めない。	ア 次の森林については、主伐は、択伐による。南丹市（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

	上から11	イ	ウ
	上から14	ウ	エ



令和元年7月12日付け京都府公報第20号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
217	左	上から23	綾部市老鍛治屋町花ノ木1（右）まで	綾部市鍛治屋町花ノ木1（右）まで